

白山市有料広告掲出要綱

平成19年1月22日
告 示 第 8 号

(目的)

第1条 この告示は、市の財産等を広告媒体として活用し、民間事業者等の広告を有料で掲出することにより、市の新たな財源の確保を図り、もって市民への情報提供及び活力ある地域経済の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「広告媒体」とは、次に掲げる財産のうち、広告を掲出することができるものをいう。

- (1) 市の財産のうち、広告媒体として活用できる財産で市長が別に定めるもの
- (2) 市の財産以外で、市の行政目的に利用しているもののうち、所有者が了承したもの

2 この告示において「掲出」とは、広告媒体に民間事業者等の広告を掲載又は放送することをいう。

(掲出可能な広告の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体に掲出しない。

- (1) 法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に関するもの
- (4) 美観風致を害するおそれのあるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体への掲出の可否の基準は、別に定める。

(広告の規格、掲出期間等)

第4条 広告の規格、掲出期間、掲出料等は、別に定める。

(広告募集)

第5条 広告募集方法は、広報紙、ホームページ等により行うものとする。

(広告掲出の申込み)

第6条 広告の掲出を希望する者は、広告原稿を添えて、市長に申し込まなければならない。

(広告掲出の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申込みを受けたときは、内容を審査し、広告掲出の可否を決定し、申込みをした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定に際し、第9条に規定する有料広告審査委員会の意見を聴かなければならない。

(広告内容の変更等)

第8条 市長は、広告の内容、デザイン等がこの告示及び別に定める基準に抵触していると認めたときは、前条第1項の規定により広告の掲出の決定を受けた者(以下「広告掲出者」という。)に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

2 市長は、広告掲出者が前項の指示に従わないときは、広告の掲出期間中であっても、広告の掲出を中止し、又は広告の掲出の決定を取り消すことができる。

3 前項の規定により広告の掲出を取り消した場合において、広告掲出者に損害が生じて、市は、その責めを負わない。

(有料広告審査委員会)

第9条 市長は、広告掲出の可否等を審議するため、有料広告審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次に掲げる事項について審査する。

(1) 広告の掲出基準等の作成及び改廃

(2) 広告掲出の可否

(3) 前2号に掲げるもののほか、広告の掲出に関し、市長が必要と認める事項

3 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

4 委員長は、総務部長をもって充てる。

5 委員は、別表に定める職を有する者をもって充てる。

6 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第10条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委

員長の決するところによる。

- 4 委員長は、必要があると認めたときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、総務部行政経営課において処理する。

(広告代理店への委託等)

第12条 市長は、この告示の規定にかかわらず、次に掲げる業務を広告代理店に委託することができる。

(1) 広告の募集に関する業務

(2) 広告の掲出の決定に関する業務

- 2 前項の規定により業務の委託を受けた広告代理店は、広告の掲出の決定を行うときは、委員会の審議を経なければならない。

- 3 第8条の規定は、広告代理店が制作する広告の内容、デザイン等がこの告示及び別に定める基準に抵触すると認められる場合に準用する。

- 4 業務を委託する広告代理店の選定方法等については、別に定める。

(その他)

第13条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成19年3月30日告示第88号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日告示第106号の3)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日告示第118号の2)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日告示第94号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日告示第104号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月27日告示第112号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

総務部行政経営課長、総務部管財課長、企画振興部シティプロモーション推進課長、市民生活部市民課長、産業部商工課長、教育委員会事務局生涯学習課長